

保護者 様

吉岡町立明治小学校
校長 大友 武見

学校感染症による出席停止通知書 兼 治癒証明書

お子さんは学校感染症に罹患している（疑いも含む）場合は、学校保健安全法により治癒するまで出席停止となります。感染予防のため、欠席扱いになりません。病気が治りましたら、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

該当	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他（ ）	

※上記の出席停止期間は、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

主治医 様

吉岡町立明治小学校
校長 大友 武見

学校保健安全法により、学校感染症に罹患している（疑いも含む）場合は、出席停止の措置をとることとなっています。

ご多忙の中おそれいりますが、児童生徒が登校可能となりましたら、疾患名、出席停止期間の証明をお願い申し上げます。

治 癒 証 明 書

吉岡町立明治小学校 年 組 氏名

上記の者は、学校感染症（ ）が治癒したことを証明します。

※ 出席停止期間（ 月 日 ～ 月 日まで ）

令和 年 月 日

医療機関名

住所

電話

医師名

印